

実務者必読！インボイス制度の注意点

- 1、免税事業者のインボイス発行事業者への登録・取消し
- 2、2割特例適用者に係る各種届出書の提出

令和5年7月

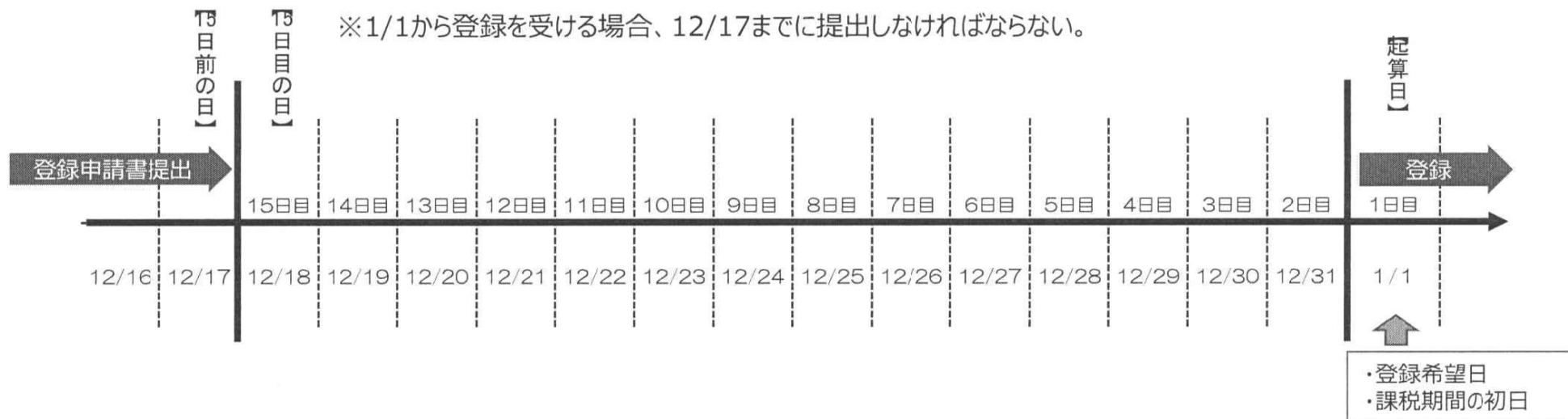
日本税理士会連合会・業務対策部

インボイス制度において注意すべき事例

項目	想定されるケース（やりたいこと）	注意すべき内容
2 割 特 例	課税事業者選択届出書の提出により、令和5年10月1日前から課税事業者となる同日を含む課税期間に、インボイス発行事業者の登録を受け、2割特例の適用を受けるケース	令和5年10月1日を含む課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出することにより、課税事業者選択届出書の効力を失効させることができるが、 <u>当該課税期間中に提出しないと、当該課税期間は2割特例の適用を受けることができない。</u>
	2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間について、基準期間における課税売上高が1千万円を超えるため2割特例の適用を受けることができず、簡易課税制度の適用を受けるケース	2割特例の適用を受けた事業者が、 <u>その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出しないと、その翌課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることができない。</u> ※ 申告時に届出書を提出しても当該申告分について簡易課税制度の適用を受けることはできない。

インボイス発行事業者の登録・取消しに係る手続の日数の計算

登録申請手続：インボイス制度開始後に課税期間の初日から登録を受けようとするときは、課税期間の初日から起算して15日前の日までに、登録申請書を提出しなければならない（登録希望日から登録を受ける場合は、提出日から15日以後の日として事業者が希望する日を記載）。



登録取消手続：翌課税期間の初日から登録を取り消そうとするときは、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに、届出書を提出する必要があり、同日の翌日以後の提出の場合、翌々課税期間の初日からの取消しとなる。

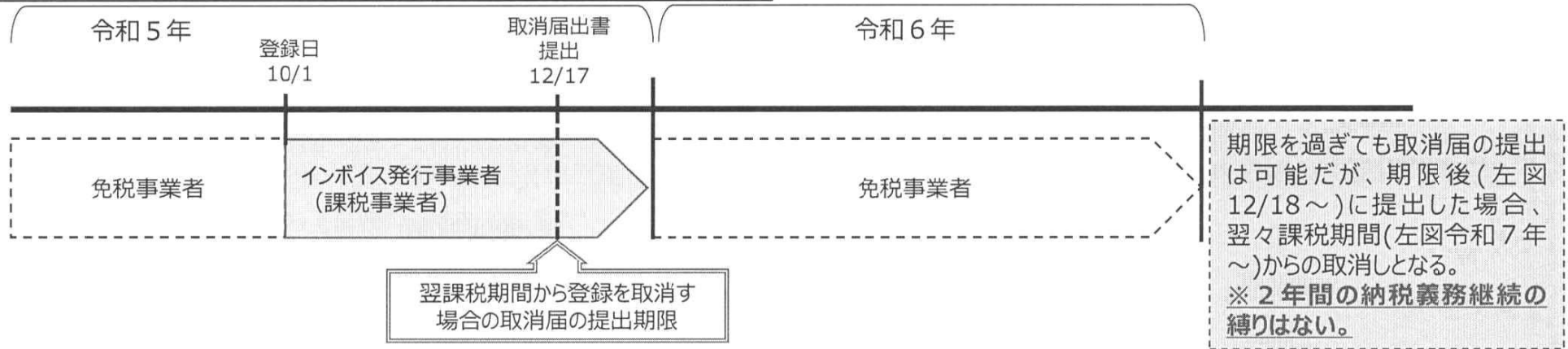
※1/1から登録を取り消す場合、12/17までに提出しなければならない。



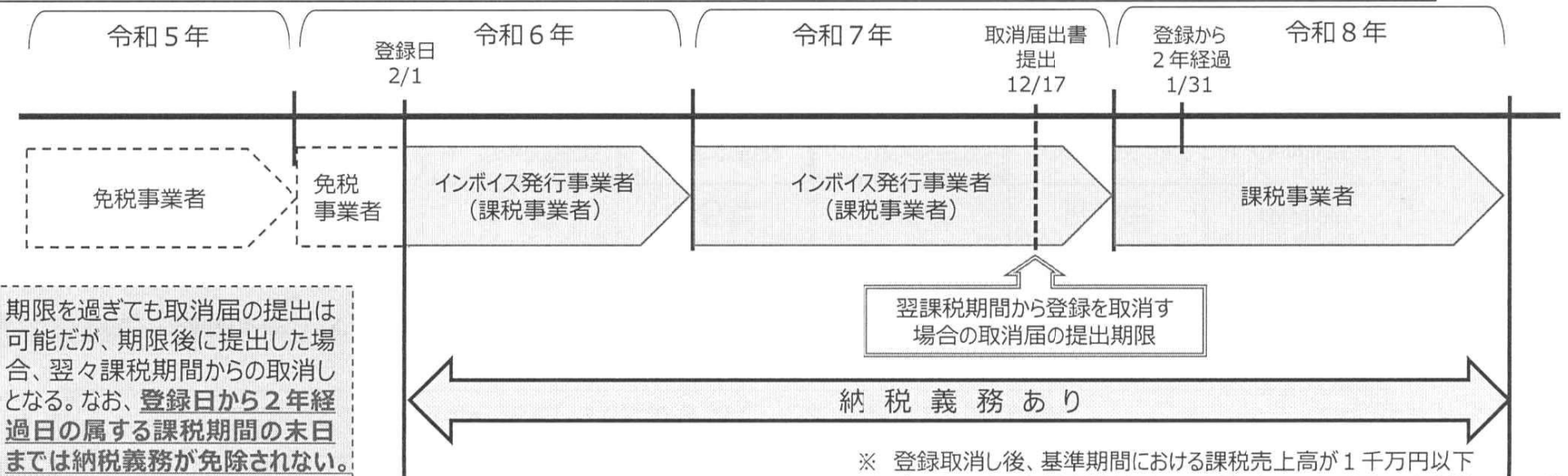
免税事業者に係る手続（インボイス発行事業者の登録取消し）

- 取り消したい課税期間の初日から起算して15日前の日までに取消届を提出する必要がある。
- 登録申請に関する経過措置の適用により登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、納税義務あり（ただし、令和5年10月1日を含む課税期間に登録した事業者を除く）。

令和5年10月1日を含む課税期間に登録を受けた個人事業者



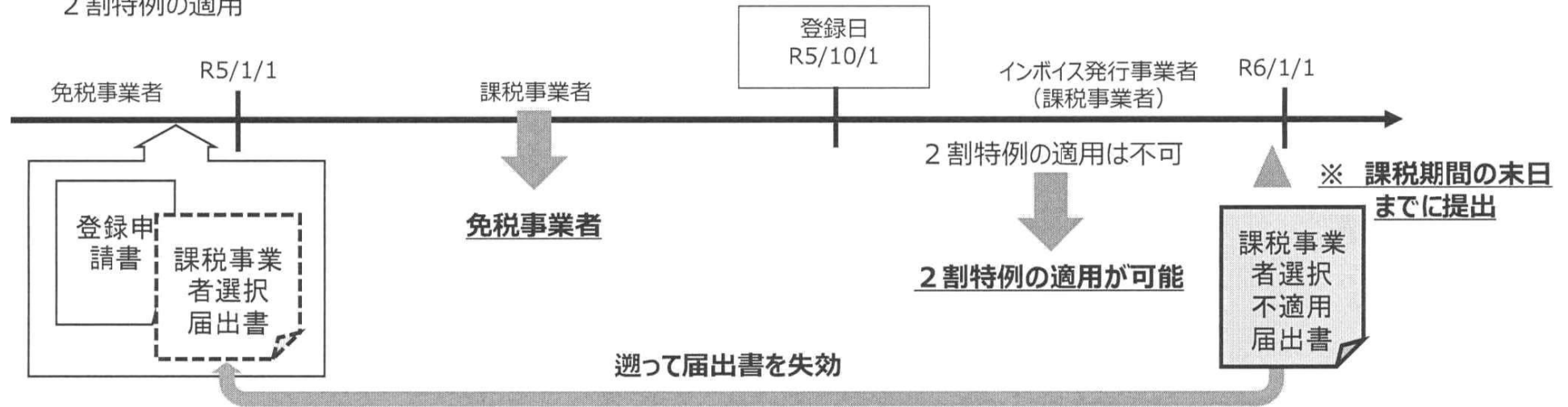
令和5年10月1日を含む課税期間の翌課税期間以後に登録申請に関する経過措置の適用により登録を受けた個人事業者



免税事業者に係る手続（2割特例関係）

【課税事業者選択不適用届出書の提出期限】

（例）個人事業者が令和5年10月1日を含む課税期間に係る課税事業者選択届出書を提出した場合におけるその届出書の失効と2割特例の適用



【簡易課税選択届出書の提出期限（R5.10.1～R9.9.30を含む課税期間）】

（例）個人事業者が令和5年分の申告について2割特例を適用した場合における令和6年分の簡易課税制度選択届出書の提出期限

年分	R3年	R4年	R5年	R6年
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円
2割特例	—	—	適用可	適用不可

令和6年分から適用する場合の
簡易課税制度選択届出書の提出期限
（適用する課税期間の末日）
※ 由告のタイミングではないので注意

12/31

簡易課税制度の適用